

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成20年5月15日(2008.5.15)

【公表番号】特表2007-537362(P2007-537362A)

【公表日】平成19年12月20日(2007.12.20)

【年通号数】公開・登録公報2007-049

【出願番号】特願2007-505443(P2007-505443)

【国際特許分類】

D 0 6 M 13/463 (2006.01)

C 0 7 C 219/06 (2006.01)

C 0 7 C 219/08 (2006.01)

【F I】

D 0 6 M 13/463

C 0 7 C 219/06

C 0 7 C 219/08

【誤訳訂正書】

【提出日】平成20年3月21日(2008.3.21)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 6】

エステル第四級物質が加水分解反応に対して不安定であることが周知であるので、この物質は、特に得られる組成物が最終用途の前に保存される場合には、濃厚化製品として水の存在下ではまれにしか配合されない。しかしながら本発明では、加水分解を選択されたpH調整剤の存在によって特別に制御し続けられるので、最終混合物の易分散性を促進するという水/エステル第四級化物質の全ての長所を探求できる。一般的なエステル第四級物質では、粘性の柔軟化剤の製造において、最終生成物中に高い粘度を達成するために増粘剤を用いることが要求されるという問題が存在する。柔軟化剤調製物の粘度の相当な増加は、ここに開示する組成物の低温での分散から生じる別の興味ある長所でもある。これは最終調製物から増粘剤を明らかに減少させるかまたは完全に排除することを可能とする。この性質は幾つかの国、特に消費者が未だ製品の良好な品質をその高い粘度に結びつけるラテンアメリカおよびアジアにおいて特に重要である。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 3 5

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 3 5】

濃厚組成物(重量%)

A) 8 0 . 0 0 C₁₆-C₁₈-ジアルカノイルオキシエチル - ヒドロキシエチル - メチル - アンモニウム - メチルスルファートのイソプロパノール溶液(85% a.m. (Praepagen (R) TQL)

B) 0 . 0 0 イソプロパノール

C) 0 . 6 8 トリエタノールアミン(99%)

D) 9 . 3 2 水。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0037

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0037】

濃厚組成物（重量％）

A) 80.00 C₁₆-C₁₈-ジアルカノイルオキシエチル - ヒドロキシエチル - メチル - アンモニウム - メチルスルファートのイソプロパノール溶液 (90 % a.m. (Praepagen (R) TQ)

B) 15.00 イソプロパノール

C) 0.72 トリエタノールアミン (99 %)

D) 4.32 水。